

| ことの ※ 今和7年度市・県民税申告書は、今和6年度市・県民税申告書を 提出いただいた方皆様に送付しています。

> ※申告の提出、相談等は令和7年2月17日から令和7年3月17日までの 確定申告期間に受付いたします。

# 申告が必要な人

令和7年1月1日現在、関市に住所があり、所得税の確定申告が不要で 下記(1)~(4)のいずれかに該当する方

- (1)令和6年中収入がなかった方、関市に住んでいる方に扶養されている方で所得 証明書などが必要な人や国民健康保険税の軽減等を受ける方
- (2)支払者から給与支払報告書、公的年金等支払報告書が関市に提出されなかった方 (3)給与所得、公的年金等の所得以外の所得のあった方
- (4)公的年金等の収入金額が400万円以下でかつ公的年金等以外の所得金額 20万円以下の方で各種控除の申告をする方
- ※申告の必要のない方は、お手数ですが破棄をお願いします。

## 申告のしかた

令和6年中 収入がなかった方

→別紙①の記入例を参考に記入し、提出してください。

### 収入があった方

- →本紙の申告書の書き方欄を参考に記入し、各種控除等を受ける 方は必要書類を添付のうえ提出してください。
- ※申告書は郵送でも提出可能です。

## 申告に必要なもの

- ① 本人(申告者)確認書類
- ※代理で申告される方は申告者の確認書類の写し
- マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードのみで本人確認が可能です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は、

□ 身元確認書類(運転免許証、障害者手帳、パスポート、在留カードなど) └ 番号確認書類(通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど) から1種類ずつお持ちください。

- ② 令和6年中の収入、経費のわかるもの
- ・ 給与や年金の収入のある方は源泉徴収票や支払調書等、その他の収入のある 方は収支内訳書等
- ③ 所得控除に必要な各種領収書や証明書
- 社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、介護医療保険料、個人年金保 険料、地震保険料などの支払いがある方は、その払込証明書や領収書
- ・ 医療費控除を受ける方は、医療費通知書もしくは医療費の明細書 (明細書の様式は国税庁 HP にてダウンロードできます。また、関市役所税務課 窓口でも配布しています。)
- ※医療費の明細書はご自身で作成し、提出してください。 領収書のみでの申告はできませんのでご注意ください。

## 和 7 年 度

## 市・県民税申告書の手引き

## 申告書の書き方

手順1 住所·氏名·生年月日·職業·電話番号·世帯主名· 続柄・マイナンバーを記入します。

手順2 収入金額を『1収入金額等⑦~②』の欄に記入します。

手順3 <所得の計算方法>を参考に収入金額から所得金額を 計算して『2 所得金額等①~⑫』に記入します。

手順4 申告書の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』に 控除に関する事項を記入し、<各種控除の計算方法>を 参考に計算した控除額を『4所得から差し引かれる金額 (13~28) に記入します。

## <所得の計算方法>

●農業・営業・不動産所得のある方

収入金額 1 収入金額等⑦~⑰ 必要経費

=

所得金額 2 所得金額等①~③

・必要経費については収支内訳書を作成し、別紙で提出いただくか、申告書裏面 8. 農業・営業所得・不動産所得のある方の記入欄に収支内訳を記入してくだ さい。

※経費の欄に該当項目がない場合は、空欄に項目を追加し記載してください。 ※個人の市県民税は必要経費には含まれません。

・事業専従者について:専従者控除額の計算は次のうちいずれか低い方の金額 □(1)配偶者である事業専従者 86万円 その他の事業専従者 50万円 - (2)専従者給与を控除する前の所得金額 ÷ (事業専従者数 +1)

## ●給与所得のある方

給与収入-給与所得控除額=給与所得 下表より控除額を計算し、給与所得(⑥)を算出します。

給与収入	給与所得控除額			
180万円以下	給与収入×0.4-10万円(最低控除額55万円			
180万超 360万円以下	62万円+(給与収入-180万円)×0.3			
360万超 660万円以下	116万円+(給与収入-360万円)×0.2			
660万超 850万円以下	176万円+(給与収入-660万円)×0.1			
850万円超	195万円			

#### 問い合わせ先・提出先

関市役所 財務部税務課 市民税係

#### 関 市

電話:(0575)23-8893 FAX:(0575)21-2308

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

平日:午前8時30分~午後5時15分

#### ●雑所得のある方

#### 1. 公的年金等

下表より年金所得(⑦)を算出します。

年金収入(A)		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額					
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万	所以下	2,000万円超		
65歳以上 昭和35年 1月1日以前生	330万未満		(A)-110万円	(A)-100万円		(A)-90万円	
	330万以上 41	10万未満	(A)×75%-27.5万円	$(A) \times 75\% - 17.5$	5万円	(A)×75%-7	7.5万円
	410万以上 77	70万未満	(A)×85%-68.5万円	$(A) \times 85\% - 58.5$	5万円	(A)×85%-4	48.5万円
	770万以上 1,00	00万未満	(A)×95%-145.5万円	$(A) \times 95\% - 135$	.5万円	(A)×95%-1	125.5万円
	1,000万以上		(A)-195.5万円	(A)-185.5万円		(A)-175.5万	円
65歳未満 昭和35年 1月2日以降生	130万未	満	(A)-60万円	(A)-50万円		(A)-40万円	
	130万以上 4	10万未満	(A)×75%-27.5万円	$(A) \times 75\% - 17.5$	5万円	(A)×75%-7	7.5万円
	410万以上 77	70万未満	(A)×85%-68.5万円	$(A) \times 85\% - 58.5$	5万円	(A)×85%-4	48.5万円
	770万以上 1,00	00万未満	(A)×95%-145.5万円	(A)×95%-135	.5万円	(A)×95%-1	125.5万円
	1,000万以	(上	(A)-195.5万円	(A)-185.5万円		(A)-175.5万	円

#### ※給与所得 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得金額から直接控除されます。

- (1)給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに当てはまる場合
- ①本人が特別障害
- ②特別障害の配偶者もしくは扶養親族を有す
- ③23歳未満の扶養親族を有す

控除額:{給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円}×10%

(2)給与収入と年金収入の両方がある場合

控除額:給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金

等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円

※(1)に該当する方は申告書裏面16に記入が必要です。

#### 2. 業務

内職・外交・シルバーなど、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得 (収入金額-必要経費)(⑧)

※措法27条により、上限55万円の必要経費が認められる場合があります。

#### 3. その他

他の所得に該当しない所得。主に個人年金や小規模の太陽光、猟友会からの 報償金など。(収入金額-必要経費)(⑨)

●総合課税の譲渡所得<br/>機械・器具などの資産を譲渡して得た所得

#### ●一時所得

生命保険受取金・賞金・払戻金など一時的な所得

⇒収入金額-必要経費-特別控除額(最高50万円)=所得金額(⑪) ※所得金額に算入するのは、長期譲渡所得、一時所得については1/2の金額です。 ※土地・建物の譲渡に伴う所得は確定申告が必要です。

●利子所得

非課税や源泉分離課税のものを除く、公社債及び預貯金の利子 などの所得(④)

●配当所得 株式の配当・証券投資信託の配当金などの所得(⑤)